

第5回規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成25年3月21日（木）13:00～15:17
2. 場所：中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、森下竜一
 - （政府）西村内閣府副大臣、山際内閣府大臣政務官
 - （文部科学省）蝦名初等中等教育局幼児教育課長
 - （厚生労働省）鈴木審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）、橋本雇用均等・児童家庭局保育課長、友藤社会・援護局福祉基盤課長
 - （横浜市）鯉淵こども青少年局長、伊東青少年局緊急保育対策課長、落合青少年局保育所整備課長
 - （事業者）山口JPホールディングス代表取締役
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、館規制改革推進室次長、羽深規制改革推進室次長、中原参事官、武藤参事官、仁林企画官
4. 議題：
 - （1）「規制改革ホットライン」（仮称）の設置について
 - （2）石炭火力発電に対する環境アセスメントについて
 - （3）厚生労働省等からのヒアリング（保育に係る規制改革について）
 - （4）一般用医薬品のインターネット等販売の件について

5. 議事概要

○岡議長 本日は、稲田大臣、甘利大臣、並びに浦野委員、大崎委員、松村委員は御欠席。議事に入る前に、3月15日開催の産業競争力会議にて、私から規制改革会議の活動報告を行ったことを報告する。内容は参考資料を参照。

（報道関係者退室）

（1）「規制改革ホットライン」（仮称）の設置について

○岡議長 議題1「規制改革ホットラインの設置」について、事務局から説明をお願いします。

○滝本室長 当会議からも御提案いただいたが、国民、各界、各層から常時規制改革に関わる提言を受け付ける仕組みを設置してはどうかというもの。それに対応して、今回、規制改革ホットライン（仮称）の設置について御提案する。

まず「1. 趣旨」のとおり、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進める上で、広く国民や企業などから提案いただくために、規制改革に関する提案をインターネット等、等は郵便を念頭に置いているのだが、インターネット等を通じて常時受け付ける規制改革ホットラインを設置する。

その他、規制改革に関する提案の集中受付期間を設けるということで、常時と集中受付期間の2つを考えている。

提案の取扱について、提案されたものは、規制改革推進室において事実関係等の確認、精査を行い、検討要請項目を選定し、随時所管省庁に対して検討要請を行う。同時に直近の規制改革会議にも、その旨の報告を行いたいと考えている。

次に規制改革会議等との連携だが、所管省庁からの回答については、適宜規制改革会議へ報告。ワーキング・グループの場合もあるが、その場合は、いずれにしても、ワーキング・グループから本会議に報告するということになると思う。

このうちさらに精査、検討を要すると認められるものについては、必要に応じて規制改革会議又はワーキング・グループにおいて対応をすることで、この規制改革会議にレベルを上げて議論を続けていくと考えている。

開始時期は、この趣旨で御了解を得られれば、明日から開始を予定したい。以上、申し上げたことを図示したものが下段の図であり、次ページには、インターネットで受け付ける場合のそれぞれの書式を載せた。

○岡議長 ただ今の説明に対し、御質問御意見あればお願いします。

○大田議長代理 皆様がこの存在を知らない要望を出せないと思うが、どのような方法で告知するのか。

○滝本室長 今日この終了後の議長会見でも公表していただき、明日稲田大臣から閣議後の閣僚会見で公表していただきたいと考えている。

○佐々木委員 私どもが外にこのようなものがあることを言っていない基準はあるのか、この終了後にすぐに言っていないのか。

○滝本室長 規制改革会議で御了解を得られれば、この会議が終わり次第よろしいと思う。

○岡議長 本件は事務局から説明した内容で実施する。

(2) 石炭火力発電に対する環境アセスメントについて

○岡議長 次に、議題2「石炭火力発電に対する環境アセスメント」について、前回ヒアリング内容を踏まえ審議する。まず、事務局から説明をお願いします。

○仁林企画官 前回の会議で出された主な意見について御説明する。

まずは総論、あるいは基本認識に関する御意見を御紹介する。本件、石炭火

力発電に対する環境アセスメントについては、我が国がCO2問題に役割や責任があるという前提の下で、いわゆる3E、電力の安定性、経済性、環境保全の観点からバランスよく解決を目指していくことは論をまたないといった御意見があった。

一方で、もともとの国の目標については、原発を増やす方向、一方で火力を減らしていこうという大きな方向性があったが、福島事故を受けて原発を減らすという大きな環境変化が起きた中で、従前の目標と整合的でないという審査はあまりにスティックし過ぎではないかと、むしろもう一度最先端技術である高効率の石炭火力の位置付けをもう少しポジティブに受け止めて対応すべきではないかといったような御意見が出された。

また、審査基準のみならず、環境アセスメント全体の迅速化に取り組むべきではないか、すなわち不要と思われるような審査項目は極力絞り込んでいくべきである、行政側の努力によって期間を短縮すべきであるといった御意見があった。

次に各論としては、大きく分けて4つの論点があった。

第1に、審査指針で定められたBAT、ベスト・アベイラブル・テクノロジーの審査判断の時期についての論点。これについては、アセスメントが進んだ後で判断するのではなく、アセスメント申請開始時に行うべきではないかといった御意見が大勢だったかと思う。

第2にBATの判断に用いられる技術に関しては、事業者が申請した時点で商用化されている世界最先端の技術とすべきではないかといったような御意見があった。

第3に、国の目標等との整合性の審査の在り方については、事業者の予見性が非常に低いという問題に対して、予見性を高めるための審査の手法の在り方について様々な御意見が出されたところ。

最後に、国の温暖化対策に関する目標との審査の整合性の在り方については、国全体で電力のCO2が増加する場合はそれを全体として減らすシステムを検討する必要があるという御発言がある一方で、日本の世界最高水準の火力発電技術を海外に導入することで地球トータルのCO2を減らしていくといったようなグローバルな環境改善の視点から評価すべきではないかといった御意見が出された。

○大田議長代理 手続きがもう少し短縮化できないかという議論が前回出ていたと思うが、これは安念座長のエネルギー・環境ワーキング・グループで出た意見なので、改めてここで私が発言することにより、本会議の意見にしていきたい。

アセスメントが全て直列になっていて、例えば都知事が終わってから大臣が

見るなど、手続きが直列になっているものを並列でした方がいいのではないかという意見がワーキング・グループで出た。これは私もそのとおりだと思うので、短縮の具体的な方法として手続の並列化というのを入れてはどうか。

○岡議長 他に御意見なければ、今の太田議長代理の意見も踏まえ、事務局にて当会議の見解の叩き台を作成し、次回会議でそれをベースに議論の上取り纏め、発表というスケジュールで進めていきたい。

(3) 厚生労働省からのヒアリング（保育に係る規制改革について）

○岡議長 次に、議題3「保育に係る規制改革」に移る。

まず、厚労省からのヒアリングから始める予定だったが、ここまでの議事進行がスムーズすぎて、関係者がまだ到着していないので、順番を変えて、保育の検討を進める体制の提案から入りたい。

当会議の最優先案件のうち「インターネットによる薬販売」と今議論した「石炭火力の環境アセスメント」については、本会議の場で議論を進めているが、「保育」については、かなり幅も広く、奥が深いテーマであるので、効果的、効率的に議論を進めるためには、本会議の下に少人数のチームを作り、そこで論点整理等の上で本会議に上げる手法をとってはどうかと考えている。

具体的には、太田議長代理をヘッドに、本会議の翁委員、安念委員、佐々木委員に、規制改革会議運営規則第3条に基づく参考人として、鈴木亘さんと山口洋さんの2名を加えた6名でやっていただきたいというのが私と太田議長代理からの提案。更に付け加えると、今申し上げた以外の方でメンバーに入りたいという御希望があれば、当然ウエルカム。この場で意思表示いただきたい。

以上について、御意見、御質問があればお願いします。

○佐久間委員 今、御紹介のあった参考人の2人の方がどういう方か、私は存じ上げなかったので教えていただければと思う。

○太田議長代理 どちらも大変保育に関して詳しい方で、鈴木亘さんは、学習院大学の経済学部の教授をしておられ、保育では、例えば東京都での保育所の調査など、現場もかなり詳しい方で、御著書もたくさんある。

山口さんは、この後のヒアリングでも出てこられるが、JPホールディングスと、もう一つ日本保育サービスの代表取締役。株式会社立の保育所をはじめ多くの保育所を運営されている。この方は、御自分で保育の勉強をするために、大学院にも行って保育所を運営されており、論理的にもしっかりしておられ、いろいろな調査もしておられる。

○佐久間委員 御礼申し上げます。今、議長から提案のあった進め方で、私は大変よろしいのではないかと思います。

○岡議長 他に無いようであれば、今申し上げたメンバーで「保育チーム」を

立ち上げることに同意いただいたということで、本件についても、後ほど記者会見で発表する。

まだ、関係者の到着まで5分程度あるので、どなたか自由発言を。

○安念委員 今の石炭火力のアセスメントについては、非常にスピード感を持って進めていただくことになり、大変ありがたく思う。

特に私はエネルギー・環境ワーキングの座長をさせていただいている関係で、実は石炭火力だけではなく、一般に再生可能エネルギー等の環境アセスメントが非常に滞っていることを懸念している。もともとそんなにお金のもうかる話ではないため、時間が掛かるということは、ファイナンスができないということであり、その間の金利負担も大変で、誰も金をつけないことになりかねない。もちろんアセスメントそのものはいいことなのだが、それが障害になって適地であってもなかなか開発が進まないという事態があるため、それとタイアップという意味でも大変ありがたいと、議長に感謝する次第。

それで、少し不安に思っていることがある。一つは石炭火力発電所の推進に政府はかじを切ったと新聞に書いてあるが、誰がいつ、どういうふうにかじを切ったのかよく分からない。こういうことはあるのかもしれないが、だから楽観していいということは、私は全然ないように聞いている。やはり経済産業省と環境省との交渉は、かなり膠着していると、私は認識しており、決して、これはよかったというようなことではないと思う。

特に事業者から見れば、既にこのまとめの中にも入っているし、議長もよく御案内のとおり、国のマクロレベルの環境上の目標を一事業者あるいは一発電所でマッチするようにしろといわれても無理な話であり、そのところは、くれぐれもこの会議としても強調しなければならないことだと思っている。これが、少し不安なことの1点目。

もう一つの少し不安なことは、実は電力システム改革で、これは我々が現時点で積極的に関与する話ではないと整理されているが、重大な関心を持っているかなければならない。重大な関心などを持たなくても済めばその方がいいのだが、自由民主党の方で、骨抜きと言っては何だが、もう少しお手柔らかに、という雰囲気は早速出ていると聞いている。率直に言って、やっぱり出たかという感じがするため、議長及び議長代理を始め、当会議として関心を持たなければならないところだと思う。ただ待っていればいいというものでもなさそうだと思う。

少し不安なことの3つ目だが、同じ待っていればいいものではなさそうなものとして、薬のネット販売がある。これは確かに所管官庁の作業を尊重しなければいけないのだが、やはり一度言ったきりで、その後、何も音なしの構えだと、規制改革会議は、あれで矛を納めたのかと思われても困る。やはり厚生労

働省での議論の様子を見ながら要所、要所で玉を打つということもしなければならぬのかなと思っている。

○大田議長代理 以前に3年間の規制改革計画を策定してはどうかという発言をしたが、とても大事なことだと思っているので、繰り返させていただく。

この規制改革計画が必要だという理由は2つあり、1つは、今、一生懸命取り組んでいる規制改革の成果は、6月の成長戦略に取りまとめられる。そうすると、いろいろなことが書かれた成長戦略の中に、ばらばらに規制改革事項が組み込まれることになってしまい、私どもがこの規制改革会議で描いているストーリーであるとか、道筋、これを優先的に取組、次はこれを取り組むといった道筋が見えなくなってしまう。

従って、成長戦略を一里塚としながら、取組全体を示す規制改革計画を策定することが不可欠だと思っている。

2番目の理由は、規制改革というのは短期的なものではなく、やはりサイクルを作って進めることが重要で、岡議長も前に1年単位で取り組んでいくと言われたが、来年6月の成長戦略に、その年度の方針を掲げて、年末に答申するといった、この1年サイクルの取組でPDCAを行っていくことが重要だと思っている。これも引き続き御検討いただきたい。

○岡議長 今の安念委員と大田議長代理のお話に対し、私からも追加で発言する。まず、安念委員の発言についてはそのとおりだと思う。私は産業競争力会議と規制改革会議の両方のメンバーとして、両会議の連携を図り、双方の生み出す成果を高めていきたいと考えている。石炭火力の環境アセスメントの問題についても、来週の産業競争力会議でエネルギーのテーマ別会合があるので、その中の大きな柱の一つに、石炭火力あるいは高効率火力というテーマが入ってくることが予想される。その必要性について大きな声が上がれば上がるほど、それを実現するための阻害要因である環境アセスメントの改革が相乗効果的に高まっていくのだろうと期待している。本日冒頭に報告の通り、私は規制改革会議の結論を必ず産業競争力会議に報告してきたし、これからもそのようにしていきたい。

電力システム改革についても同様に議論されていくが、我々の会議の最優先項目に掲げたことは既に報告しているので、その改革を実現するための阻害要因があれば、規制改革会議が電力システム改革に注力することは伝わっている。

また、大田議長代理の発言については、今、目の前にあるいろいろな緊急案件が落ち着いたら、この会議で大いに議論していきたいと思っている。

ここで、厚生労働省、横浜市、株式会社JPホールディングス他、関係者の皆様がお揃いになったので、「保育に関するヒアリング」に移りたい。本日は、内閣府共生社会政策担当、文部科学省にも同席いただいている。

ヒアリングに先立ち、当会議各委員にお声がけして開催した保育勉強会における意見交換をベースに、当会議としての検討事項をまとめていただいたので、大田議長代理から説明をお願いします。

○大田議長代理 資料2にまとめた。私どもとして検討事項に挙げているのは3点。何を指してこの検討をするのか、規制改革の目標を1に書いており、政府は、この2年間で待機児童ゼロを目指してあらゆる措置を講じるべきであるということ。

政府は4月に設置される「子ども・子育て会議」で新制度の設計を議論し、平成27年に新制度に移行した上で、5年かけて待機児童を解消するということを目標にしている。しかし、保育園がなくて困っているお母さんというのは、今たくさんおられ、7年後ではあまりに遅いため、新制度に移行するこの2年間にできる限りのことを行うべきである。

具体的な検討事項として、1番目に自治体によって株式会社・NPO法人の認可保育所への参入条件が異なり、保育環境の格差につながっている。自治体の裁量で設置主体が株式会社等であることを理由に認可しないということがないよう、政府がガイドラインを策定し、最も成果を上げている自治体、これは具体的には横浜市だが、横浜市並みの水準を目指すべきではないか。

2番目、待機児童が一定数を超える都市部の保育所については、緊急措置として、できる限りの特定の・時限的な規制緩和を認めるべきではないか。

3番目、保育の質についての第三者評価を大幅に拡充すべきではないか。既に始まってはいるが、まだ実施率も非常に低い状態。現在の評価の在り方を早急に見直し、この2年間の実施率目標を掲げるべきではないか。

○岡議長 それではヒアリングに入る。まず、厚生労働省からお願いします。

○厚生労働省（鈴木審議官） まず、待機児童解消が喫緊の課題であるということについては、これは共有させていただきたい。

その上で、目標年限を定め、強力に施策を推進することは非常に重要だろうと思っている。

特に今、大田議長代理からもあったように、現に希望しながら公的な支援が得られないお子さんがいる状況であり、これをできる限り速やかに解消するように努めなければならないと思っている。

対策を進める点で、ポイントとなるのは二つあるかと思う。

一つは、保育の実施主体は市区町村であるということ、いかに市区町村にその気になって推進力を発揮していただくかということ、これが非常に重要な点。

二つ目は、市区町村が保育の量を増やすための基盤、具体的には、国と地方それぞれにおいて、財源をいかに確保するかという、この2点であろうかと思

っている。

それで、先ほど御紹介のあった、新制度、消費税の導入に向け、大議論をされて成立したが、こうしたポイントを踏まえて枠組みを整理した。

資料の3の下の図の上の箱にあるように、真ん中の市町村が主体になって計画的に対策を推進する。そして、それに要する費用は、消費税の安定財源によって国・地方同時に確保するという枠組みは整えたということ。

こうした中で、私どもとしては、当然新制度のスタートを待つことなく、国の取組をできる限り進めていきたいという考え方を持っている。

具体的には、一番下、さらに詳しくは1ページめくった2つ並んでいる絵の下の方の絵。すなわち、まず一点目は主体である市区町村の取組を強化するという観点から、横浜市のような先進的で効果的な取組を横展開してまいりたいということ。

2点目は、そうした対策を進める基盤の整備で、第1に保育士を確保すること。第2に保育所の整備と運営費の両方、いわばハードとソフトの両面から支援を進めるということ。第3に新制度を先取りしたような支援事業を展開していくということ。特に、保育士の確保が保育の量を拡大する上で最大のポイントになると思っている。

これを強力に進めるべきだという総理の御指示もいただいております、この点は国が責任を持って確保策を推進したいと考えている。

同時に、この時期、市町村ではページの上の方の図にあるように、日々待機児童解消の取組を推進していただきつつも、新制度に向けてニーズの把握や計画がしっかり進むような策定、こういったものも進めていただかなければならないと思っている。いずれにしても、できるだけ速やかに待機児童が解消されるように努めてまいりたいと思っている。

以上を踏まえて、本日、規制改革会議から御提示のあった点について、私ども考え方を若干申し上げたい。次の右側の縦長の字が書いてある資料を適宜御参照いただきたい。まず、この2年間で待機児童ゼロという点について、対策の推進に当たっては、主体である市区町村の理解ということ、それから国・地方を通じた財源の確保ということ、この2点がポイントになる。

こうした観点からすると、下にページ2と書いてあるものの4番で若干触れているが、新たに設けた制度、これは設計段階から地方団体の御参画と理解を得て制定に至っている。

その際、市区町村の御認識というのは、新制度で必要な給付や事業が整えられる。そして、消費税財源も確保されるので、それから5年間で待機児童の解消を目指していくというもの。こうした理解に立って、全ての市区町村が既に取組を始めているところ。

一方で、この足元の2年間は、新たな給付や事業がまだ準備途上にある。それから、消費税による安定財源の確保も十分なされていない状況。

こうした点を踏まえると、この2年間で待機児童ゼロという前提については、実施主体の市町村の御理解を得ることはなかなか難しいのではないだろうか。したがって、実効性という点で大きな課題を内包しているのではないかという懸念を持っている。

2点目に御提言のあった多様な主体の参入について、次の3ページ、新制度では待機児童が多くいる地域で、例えば株式会社であるということだけを理由に認可しないとといったような取扱いが許されなくなった。横浜市等のように、新制度を先取りして多様な主体の参加をいただいて成果を上げているところも既にある。

したがって、保育需要が充足されていない地域においては、今から新制度施行を見据えて、積極的で公平、公正な認可等を運用していく、これが必要だろうと、こうした考え方を国から明確に各自治体に示したいと思っている。

次に保育士の設置基準等の緩和について、次のページに記載している。この点について、新制度の国会審議の中では、保育の量拡大と質向上を同時に実現すべきだという議論が非常に盛んに行われた。

この結果、成立した法律の附則あるいは附帯決議において、保育の質向上を政府に求めるといった位置付けがなされている。

この保育の質という点については、安全や安心という観点から保護者の皆様の関心も非常に高い。基準緩和ということになると、量確保のために質を切り下げたという指摘は免れないのではないか。保護者の声にも、そういった点で応えられないのではないかというような懸念を私どもは持っている。

それから、単純に基準を緩和すると、現に基準を満たしていない事業者の方がそのまま国の補助先に平行移動するといったことになり、資源投入に比して量拡大が図られないといったような問題もあるのではないか。

3にも述べたように、保育の量拡大を支える上では、保育士の確保が何よりも重要だと思っている。そうした点で、あらゆる観点から国として対策を強力に推進したいと思っている。

最後に第三者評価の点。保育の質の向上を図るという観点から、第三者による客観的な評価、それから情報開示は非常に重要。こうした取組をさらに推進するために、提示された実施率の目標や第三者評価の評価機関、この質の向上をどう図っていくか、こうした点等を含めどういう対策が考えられるか検討してまいりたい。

いずれにしても、待機児童のできるだけ速やかな解消に向け、国・地方が力を合わせて最大限努力をしてまいりたいと思う。

○岡議長 次に、横浜市から説明をお願いします。

○鯉淵横浜市こども青年局長 資料Ⅰ－１、私どもの、これまでの待機児童数の推移を示している。2004年から2006年にかけて一度減っているが、一度、子育て支援事業本部を立ち上げて、認可保育所の整備量を引き上げて3年間で8,000人程度増やし、待機児童を減らした時期がある。

その後、平年ベースに戻り、待機児童数日本一に返り咲くという状態があり、林市政になり、3年間で待機児童ゼロを目指すということで140カ所以上の認可保育所、定員数にて1万人を超える整備をした結果、この4月にゼロになるか、ならないかというところになろうとしている。

その下のⅠ－２のパワーポイント、就学前の児童の在籍状況だが、4、5歳児では、認可保育所には一番左側の黄色の部分で、約4分の1強、幼稚園に7割方入っている。

右の欄に待機児童数、昨年4月1日時点、179人の内訳があるが、1歳児が主戦場ということが、分かるかと思う。

Ⅰ－３、横浜市の待機児童対策について、林市長になりプロジェクトを作り検討した。認可保育所の整備を高めていくということを前提としながら、さらに①として多様な保育サービスを展開する。短時間勤務にも対応する。

②として、多様な保育サービスを適切に保護者と結びつける。保護者の方々は往々にして認可保育所しかないと思っているのを、情報をきちんとお伝えすることが重要だと。

③として、通常、局でこういう待機児童対策をやってきたわけだが、前回の事業本部も局でやってきたわけだが、18区役所を中心とする推進体制を整備する必要があるという認識に立った。

④として、保育サービス間で不公平感のない、適正な料金設定を考えると。認可保育所の方が、人気があり設備が良いのだが、往々にして認可外の方が、保育料が高いということがある。私どもこれを機に認可の方を値上げすると共に、月額最高7万7,500円で、認可外で横浜市が認定している横浜保育室の保育料は最大五万数千円レベル、しかも5,000円くらいからの料金設定にするよう、利用者負担の助成をして、認可外である横浜保育室の方がやや安め、ないしは同等の水準とした。

Ⅰ－４は、待機児童対策の予算で、年々引き上がってきており、21年度は運営費を含めて一般会計に占める割合が4.5%、25年度は6.2%と、4年間で1.7ポイントアップしており、財政状況が厳しい中、大変な負担を負っている状況。

Ⅰ－５、待機児童対策の横浜市における推進体制だが、右側、こども青少年局に緊急保育対策課を設けた。区役所は18区あり、そこに区と局を兼務する係長18人を置き、区役所側の取りまとめをして、区長以下、土木事務所も含めて、

区役所を挙げてこの問題に取り組んでいる。そのことがきめの細かい整備につながり、ゼロに近づいてきているという状況。

I-6、認可保育所の設置主体別の内訳は、この4月1日では横浜市内の認可保育園は579になる予定で、全体の4分の1が企業立となっている。平成25年度だけでは、企業立が新設の半分以上を超えている状況。

I-7、保育資源の全容としては、認可保育所は約5万人の入所枠があり、真ん中辺りに認可外保育施設の中で、一番上、横浜保育室、横浜市が認定している認可外保育施設で、5,000人余りのお子さん方が入っている。一番下、幼稚園、幼稚園の中で横浜市型の預かり保育、これは11時間、朝の7時半から18時半まで預かる、これが129園、45%の幼稚園で、こういった対応をしている。3,000人余りのお子さんが入っている。

I-8は保育資源の定義で、認可保育所の整備を急速に進めているが、予算だけがあれば、認可保育所の整備が進むというのではなく、多くの自治体で土地がなく困っている。横浜市でも未利用地の公有地をできるだけ社会福祉法人等に貸し付け保育所整備に取り組んできたが、市有地はほぼ活用し切った状況。

そのような中で、国有地について、関東財務局からの情報提供、協力のもと、定期借地権を利用した活用にも取り組んでいる。今後とも国有地の活用に取り組んでまいりたい。

3ページ、II-2、民間保育所整備促進事業として、内装整備補助事業をしている。もともとは市単で始め平成21年度より県を經由し国の補助である安心子ども基金を活用して、既存建物を改修することにより、認可保育所を整備するやり方。

これについては、法人格を有する者ということで条件にしている。企業立も応募が可能で、実際に採択件数のほとんどが企業立の方々が御利用になっている。株式会社立が横浜に多い理由の1つに、こういうイコールフットィングの整備の仕組みを持っているということがあろうかと思う。

5ページ、II-3、民間保育所整備マッチング事業について、市有地がないため民間の土地を使いたいが、民間の地主の方は、必ずしも保育所の運営事業者の方を知らないということがあがる。また、民間の保育所運営事業者は、土地が見つからないというようなことがある。私どもはその両者をマッチングすることで、新たな物件を掘り起こすとともに、関心のある全国の社会福祉法人、企業へ案内をして、土地も募集し、運営事業者も募集し、両者を引き合わせている。このことで、6ページの1、3の成果のところの右側、23年度実施分で11の認可保育所が生まれている。

7ページ、II-4、横浜保育室の活用としては、一定の基準を満たして認可

外保育施設を横浜保育室として認定している。待機が多い低年齢児専用の保育室となっており、また小規模の面積でも整備できるということで、待機児童対策として大きな役割を果たしている。

助成額を拡大しており、認可保育所とほぼ同水準の保育料とするなどし、インセンティブ増加に向け、取り組んでいる。新制度施行により給付対象施設となるよう、現在制度の枠組みに乗れるよう移行支援に取り組んでいるところ。横浜保育室については、先取りプロジェクトにより、国の交付金を得ている。

8 ページ、2 の（2）だが、横浜保育室の保育料は、最低でも月額5,000円は掛かるが、認可保育所だと、ゼロ円となる階層がある。その方々たちには横浜保育室への入所を勧めにくいため、求職中3カ月に限り、当該世帯の保育料を全額補助するという形で入所しやすくするというようなこともした。

9 ページ、保育コンシェルジュについて、横浜市の制度の中で、多分、横浜市発案のものというのは、このコンシェルジュくらいだろうと思っている。認可以外の保育施設やサービスが増えても利用いただけなければ何もならないということで、保育サービスの利用に関する相談、入所保留時のアフターフォロー、保育資源、保育サービスの情報収集を行う嘱託員を保育コンシェルジュとして各区に配置し、認可保育所に入れなかった親御さんに対して一緒に考えていきたいと思います、見つけるからということで市民の皆様の御相談に応じているところ。

11 ページ、既存施設の利用として、上の箱の中の丸印の2つ目、幼稚園では預かり保育、11時間やっている。保育所では定員外の受入、それから増築、改修による低年齢児の受入拡大というようなことをやっており、コスト面、保育の質の面でもメリットが出ているかと。その真ん中の2のところ、幼稚園・横浜保育室連携モデル事業として、横浜保育室はゼロから2歳、幼稚園は3歳から5歳で、両者の提携もしている。9組の提携をしており、横浜保育室卒園のお子さんの6割が提携幼稚園に入園見込みということで、大変成果を上げてきている。必ずしも認可保育所を作らなくても、こういう既存施設の活用の仕方ができるのではないかと。

Ⅱ-7、13 ページ、保育士確保が非常に重要な課題。○の2つ目、即戦力の確保として潜在保育士の復職支援、県内外の新卒保育士の就職支援等を実施。また、将来の保育士候補を支援するため、保育所での高校生のインターンシップも実施している。私どもは保育士を求めて、県外の方にも現在出かけている状況、これについては、保育園長と一緒に頑張って努力している。

Ⅱ-8、NPO等を活用した家庭的保育事業として、22年度からNPO等を実施主体として低年齢児、ゼロから2歳児を6人から9人まで受け入れる保育施設を整備している。マンション等の一室を活用するため、県の宅地建物取引業協会

等と協定を締結し、物件情報システムを構築し、迅速・機動的な整備を進めている。

認可保育所も相当な量を整備しているが、併せてこういう小さいタイプの保育資源も整備することが重要と考え、きめ細かく地域を埋めていくことで、待機児童の発生を防ぎたいと考えている。

また、今年1月から200戸以上のマンション開発を新たに実施した場合には、事前協議を横浜市に求めており、そのマンションのサイズによって認可保育所や、横浜保育室、NPO型の保育施設、学童といったものを入れていただく。設計に入る前の段階で横浜市と協議に入っていただくという要綱を制定してマンション業者の皆様の御協力をいただくことにした。既に協議中の案件も複数出ており、開発業者の方からも設計前の段階に協議に入れること、私どもとしても、そういう協議が成り立った場合には、最悪運営事業者を見つけられないということがあった場合には、運営事業者を御紹介するというようなことを含めて対応していきたいと考えている。

私からの説明は、以上。

○岡議長 次に、株式会社JPホールディングスから説明をお願いします。

○山口JPホールディングス代表取締役 当社は、現在117カ所の保育園、このうち約85カ所が認可保育園。さらに、48カ所の学童クラブ、児童館を運営し、グループとして社会福祉法人も持っておりその理事長もしている。

また、そこでは2カ所の保育園を運営している。そういった中から、私どもがこの事業をさせていただくに当たって得た知見をもとに、本日は全国の地方自治体の状況が、どういったことになっているかお話しさせていただく。

資料5は、保育計画を策定する市町村における保育所の状況、要は待機児童が多い自治体の状況。

○があるのは、株式会社を認めている自治体、無印は認めていないところ、△は認めているけれども本当に認めているかどうか怪しいなというところも入っている。

見ていただくと分かるよう大体3分の1くらいの自治体が、現在、株式会社立を認めており、もう少し分かるのは首都圏に集中していること。それ以外の地域ではほとんど株式会社立を認めないといった自治体が多い。

例えば、皆様の資料には書いていないが、旭川市、それから船橋市では、現在の市長が保育園の経営者である地域があったり、立川市は前の市長が保育園の経営者であったりと、こういったことで株式会社を認めないというようなケースもある。

それから、現在も待機児童が非常に多いにもかかわらず、東京都内で唯一に近いくらい、株式会社を拒否しているのが世田谷区。ここでは当社は何度も物

件を持ち込み、園庭つきの認可保育園を申請してきたが、株式会社は絶対に駄目と、要綱にも書いてあるとおりのこと。世田谷区としては、待機児童対策として一昨年、分園という方法で定員を増やしている。この分園とは、一体的に保育を行えるという距離を分園として認めるのだが、実際にはほとんどの施設が500メートル以上離れている施設、また、遠いところでは6キロメートルとか、電車の駅でいうと5駅、そういったような遠いところの分園を苦肉の策として認め、それで保育所を確保するというようなこともされている。

他にも大阪市の場合だが、市長が代わってから、ようやく株式会社も認めたが、それまではかたくなに株式会社を絶対に認めないと。よく内実を見ると、大阪市の場合、具体的には、「みおつくし会」と「なみはや福社会」というのがあって、これはそれぞれ60カ所ずつくらい保育園をしている社会福祉法人で、その運営主体の本部は、ほとんどが天下りの人たちで占められている。そういったことで株式会社を規制して、自分たちで天下り先を確保するというような自治体も見られる。いろいろルールを書いているが、細かくは、また御参照いただきたい。

それで、私は、この保育の待機児童対策で重要なことは、確かに量的な拡大で待機児童を解消するというのも重要だが、規制改革会議でも提案されたように、質の担保といったことも併せて重要だと考えている。

株式会社を規制しているところは、株式会社という理由だけで排除する。逆に言うと、社会福祉法人であれば、ほぼ何でも認めてしまうというような体質がある。それでは、本当に必要な事業者としての資質や知見といった質を確保できないということが、現状株式会社を規制している地域で起きていると考えている。

先ほど厚生労働省から2年後の新システムが始動したときには、解消するのだという話があったが、それまで待てないと、喫緊の課題としてすぐにやれることはあるのではないかという危機感を持って、今回この会議は開かれていると思う。例えば、本会議でもガイドラインを策定するという提案があるが、このガイドライン1つでも大分効果が違う。今、規制している中で、合理的な理由がないのであれば、株式会社も含めて多様な主体を認め、参入させ、待機児童を解消するというようなガイドラインが一言あるだけでも、これは随分自治体にとって抵抗しにくいようなハードルになるかと。是非、そういった方向で御議論を進めていただきたい。

では、なぜ株式会社を否定しながら、これだけ多くの自治体が株式会社の参入を認めようとししないのか。表向きというか、建前で言うと、株式会社は利益を追求するので、保育の質が下がるとか、株式会社の場合は、突然倒産して保育サービスを提供できなくなってしまうとか、いろいろな表向きの理由を挙げ

るが、もともと全く株式会社も社会福祉法人も競争させない中で、社会福祉法人という格だけとれば、いい質の保育が提供できるなんていう、そんなことはやはりあり得ない。例えば社会福祉法人の中でも半分近くが介護関係の法人で、いきなり子どものことが分かるかと言っても、大体難しい。単に非営利法人だということだけで保育の質が担保できるということは当然ない。

それから、本音をいうと、社会福祉法人の団体、又は社会福祉法人を運営されている方たち、これは全部とは言わないが、非常に素晴らしい方たちもいらっしゃるが、残念ながら多くの方たちの中に2つの疑念がある。

一つは、もともとこの福祉の分野というのは、我々の領域のものだと、そういった自分たちの領域に、株式会社のようなところに入ってきてもらいたくないという漠然とした理由。

もう一つが、いずれ子どもが減っていく、そうすると、今は待機児童がいるから、自分たちはゆっくりと経営ができるが、待機児童が減っていけば、自分たちの子どもも、今度は取り合いになる。そういった競争をしたくないという理由が、実は一番大きい。

例えば、先ほどの株式会社も認めているという、町田市だが、これは昨年までは株式会社を認めない運営をしていた。当社が初めてこの4月に株式会社立で保育園を始めるのだが、そのときに社会福祉法人の団体から請願書が出た。その請願書の内容は、株式会社は質が低いから駄目だというようなもので、実はその裏で、町田市が募集をした一地域に応募したのは2社だけで2社とも株式会社だった。社会福祉法人は一切応募しなかった。なぜ応募しなかったかという、彼らは町田市の中でカルテルを組んでいて、一法人、二施設までしか作らせないというようなことをやってきた。

それはなぜかと言うと、将来、自分たちの子どもたちの取り合いの競争を避けるために、今から保育園を作らせたくない、そういったことで働いている。これは、町田市だけの話ではなく、全国の社会福祉法人の団体が活動している、その内容というのは、表向きは当然、待機児童解消はさせたくないなんていうことは言わないが、例えば、1つの地域に八百屋が1件あって、ゆっくりと経営をして、そこに新たにスーパーマーケットのようなものが入ってくると、自分たちの生活が脅かされるのではないか、そういった感覚を持っているということ。そういったことによって、自治体の後ろにある社会福祉法人の団体の方々が株式会社を強行に反対することによってなかなか自治体も株式会社の参入を認めるといふように至らないというのが全国の多くの自治体の実情。

それから、2年後に今度新システムになった後、先ほど厚生労働省の御説明の中に、株式会社も、これは主体制限をしないで入れるのだと、促進するのだというような話があったが、確かに法律としてはそのようになるが、その細部

の作り込みというのは、これからいろいろなガイドラインができていくと思う。子ども・子育て会議というのが、この4月から発足する。その子ども・子育て会議の中で、そういった細部について議論され、決定されていくのだと思うが、この中に、株式会社の団体は入れないと決まっているようだ。

正に、これが先ほど申し上げた、社会福祉法人も含めた既存の利益団体の人たちが、株式会社を排除しようという、そういった動きであり、また、それに現在の子ども・子育て会議、内閣府が乗っけていこうとするのは、非常に私は危惧をしている。是非この点も含みながら御議論をいただきたい。

○岡議長 ここからは質疑応答、意見交換に入る。

○滝委員 まず、横浜市のエリ市長の3年で待機児童をゼロにするのだという目標での取組であるが、やはり目標を持たなければ物事は、発明、発見がないのだなというのを実感している。先ほどガイドラインができるだけでも意味があるという、これも力強い話だったのだが、それに加えて、積極的な取組を率先して実行する自治体に対して、何らかの具体的なインセンティブを設けることを提案したい。横浜市に続く自治体を多く輩出させるためには、有効な手段ではないか。

もう一つ提言させていただきたいのは、追加事項として保育士に対しても、海外からの人材を積極的に登用できるような運用に改善すること。

日本に在住する諸外国からの駐在員は、英語ができるベビーシッターがなかなかいないと嘆いている。日本が現在の経済的地位を維持するためにも、外資拠点の日本離れは憂慮すべきこと。そのためにも、多言語に対応できる保育支援体制は必要。現状の保育士資格試験が日本語でしか受験できないとしたら、これは間接的な規制と言える。保育の品質レベルはしっかりと守りながら、外国人労働者を受け入れることは保育のコストを下げることに寄与する。個人情報セキュリティを国家レベルで改善するマイナンバー制度採用の決定は、これら一連の取組を後押しできるのではないか。

国家がこのマイナンバーを進めることについては、日本のセキュリティが飛躍的に上がると考えており、個人情報を守られるという中で、いろいろな意味で国民側にも様々なメリットが出てくるのではないかと思う。

○佐々木委員 横浜市に質問なのだが、先ほどのJPホールディングスからのお話と同じだが、株式会社であると、質が下がるとか、懸念があるという声が反対理由になっているが、横浜市は積極的に株式会社に保育園の運営を任せている。その事例から株式会社が運営した保育園が他の社会福祉法人や他の保育園と大きく、例えば苦情が多いとか、あるいは何か問題があったという事例はあったか教えていただきたい。

○鯉淵横浜市こども青少年局長 私どもは、株式会社の皆様方と一緒にあって、

この待機児童対策をやっている。

基本的には、相違はないというふうに考えているが、もう少し言うと、相違がないように一生懸命努力しているという状況。なかなか難しい場面も、正直に言えばあったが、今、横浜市のやっていることで、何とかそれを大きくさせずに済んでいるのは、いずれにしても社会福祉法人であれ、企業立であれ、応募倍率がかかっており、その中で、我々の審査でよいところを選ぶという仕組みを作っており、その中で何とか維持を図っている。

一例だけだが、実は我々が訴訟を起こしている、企業立の保育園がある。その運営が止まってしまったときに、手助けいただいたのは、こちらにいるJPホールディングスということで、いずれにせよ、運営主体との付き合い方というのは、できるだけ気を付けながら努力しなければならない課題だと思っている。

○佐久間委員 一つ、JPホールディングスの山口さんにお聞きしたいことがある。先ほど世田谷区の例で、ここは社会福祉法人のみの記載があるということで、企業による設立というのが事実上できていないと。

この数字を見ると、待機児童786ということで非常に多いと。さらに、一般的に言えば、多分ここに住んでおられる方は、ある程度のゆとりのある人も多くて、逆に企業でいいサービスがあれば受け入れる土壌があるようなところではないかと、普通のビジネスの感覚から言えば思うところ。

ここで認めないというのは、例えば申請しても、それが認められないという根拠というのは何にあるのか。法律で認められていないわけではないと。これはもし、出るところ出れば、認められるのだけれども、そういうことをやるのはビジネスの上では得策ではないと、こういうことなのか、その辺の事情を教えてください。

○山口代表取締役 世田谷区の件で言うと、まず、公判の話だが、許認可権は自治体にある。東京都の場合は、区ではなくて、東京都がその許認可権を持っているわけだが、その区が東京都に推薦を上げないと、東京都も審議ができない。

そういう意味で、区のレベルで推薦も上げないという措置をされているということ。法的根拠というのは、私もよく分からないのだが、もしかしたら訴えれば、それなりの効果はあるのかなと思う。

○岡議長 今の関連で、資料5の世田谷区の「要綱に社福のみの記載あり」と書いてあるが、この要綱とは何か。

○山口代表取締役 これは区が発行している募集要綱。

○鶴委員 2点質問があり、1つは、資料5のJPホールディングスの資料なのだが、待機児童数というのは、これまで厚生労働省が発表しているということで、この待機児童数とこれから株式会社を認めているかどうかという情報を一

緒にした、こういう情報は、これまで一般国民の前にさらされたということはあるのか。それとも今回こういうものをお作りになって、こういう情報が公表されるというのは、国民の目から見て初めてのものなのかということ。

これを見ると、先ほど御説明があったように、東京都23区の中で、世田谷区が突出して待機児童数が多い。これは明らかに規制の問題にかかわっているというのが、一般国民の目に分かる。そうすると、ここの区に在住されている待機児童をお持ちのお母さん方というのは、非常に怒ると思う。

やはりこういう情報が国民の前に出ていくことによって、やはり本当の議論が始まるのではないかということだと思う。

厚生労働省で、具体的な検討事項に対する、3ページのお答えの中で、今後国から各地方自治体にいろいろお示しをしていくということで、多分ここが認可制度等の運用ということで、株式会社を差別することなくということは、多分主眼だと思うのだが、私は横浜市のお話をお伺いして、これは株式会社を受け入れているというだけではなくて、1つのシステムとしてとてもきめ細かく配慮された、待機児童を少なくするためにいろいろな民のインセンティブを高めるため、それは土地の問題とか、ハードの問題とか、そういうところ、先ほどコンシェルジュの話もあったけれども、一面となってそれが全部うまく機能しているなというのを非常に痛感し、やはりそういうノウハウと一緒に、他の自治体にやっぱり伝わっていかないと、多分、物事がうまく進まないのではないかと。

これは、横浜市がこういうことをやられているので、正に全国回っていただいて、正にここは何がポイントなのかということとをそれぞれのところに御説明されるのが、多分一番早いのだと思うが、それはできないわけなので、では国がそういうことを何かやるときに、どこまでこのシステムとして、こういう仕組み、ある意味でエッセンスを取り入れて説明していくのかということところが非常に重要になっていると思うが、その辺についてどのようにお考えになっているのか。

○山口代表取締役 この一覧表は、直接私どもが全ての市と交渉しながら得てきた知見であり、恐らくこれは厚生労働省でもお持ちではない内容ではないかと思う。

もう一つ、これを公表することによって効果があるのではないかという御指摘については、私はそのとおりだと思っている。

○岡議長 二つ目の質問には厚生労働省からお答えを。

○厚生労働省（鈴木審議官） 正に、今、御指摘いただいた点、非常に重要な点で、御紹介したように、保育の実施主体は市区町村であり、ここがいかにかうまくやっていくかということだと思う。

横浜市の御説明にもあったが、独自発案のメニューというのは、コンシェルジュがあるけれども、それ以外はあるものを非常にうまく使ってやっている。

私ども日々横浜市とも意思疎通をさせていただいており、横浜のうまくいっているエッセンスを横展開していくというのが、これから自治体の皆様にも重要だし、国がやっていく仕事だと思っている。

当然、説明会を始め、いろいろな場を活用してやりたいと思っているし、また、我々も自治体の相談にいつも乗っているのです、そういった発信もいろいろな形でしてまいりたい。

○長谷川委員 その横展開という話なのだが、このJPホールディングスの資料で、先ほど世田谷区は募集要綱だと、こういうことがあったと。大阪は市長が代わって、変わったということだけれども、かつては「みをつくし会」というところに天下りの問題があっとうまういかなかったと、こういう御指摘だった。

私の質問は、各自治体が独自の要綱なり内部規則みたいなものを作って株式会社の参入を阻んでいるといった場合、国が何かルールを変えることによって、自治体の持っている、そういう条例なり規則なり、要綱なりというものを乗り越えることができるのか。

つまり、よく自治体が国の法制度に対して上書き権を持って、上に書いて、いわば緩和するということあるのだろうけれども、この場合はどうも逆のようなケースに思われる。つまり、国が自治体が決めているものを上書きすることができるのかどうか、その辺りについての見解をお伺いしたい。

それから、それがもしできないとすれば、先ほど議論があったガイドラインという話になってくるわけだろうけれども、それはいずれにしてもガイドラインであって、強制力がないのだと、そうすると実効性の担保がなくなってくるという話だけれども、そうすると、今、鶴委員からも御指摘があったような、こういうJPホールディングスが株式会社として作った、この手の資料、これを実は国が本来はやるべきなのではないのか。

つまり、全国1,800ある自治体の中で、一体どういうふうになっているのか、その現状が、我々はよく見えない。それが実は、区の募集要綱であるとか、要綱だとかあるいは内部規則のようなわけのわからないようなことによって参入がはばかれているのかどうか、まず、その実態を国としてしっかり調査して示していただけないものか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 幾つかいただいた。まず、自治体のやっていることと国の権限との関係だが、これは平成12年から、既に保育の場合は主体の制限をなくしておけるから、どんな主体でも参入できる。

ただし、認可の権限が、山口さんの御説明にもあったように、都道府県が認

可の権限を持っている。この認可とは、一定の自由裁量が働く権限なので、これは自治体の正当な権限で、そこのところに裁量を働かせることができるが、御説明申し上げたように、2年後の新制度の中では待機児童がありながら、その裁量によって株式会社であるから参入できないといったような取組いはしてはならないという法律上の構成になっており、それは2年後からは、そういうことになっている。

それを踏まえて、私どもとしてやっていくべきことは、2年後にそういうことになっているのだから、既に横浜市でもされているような先取りという精神でもって、この公平、公正な運用をしていただくということを、考え方として示していくこと、考慮していくことだろうと思っている。

一方で、一般論として上書き権というものについては、これは現在法律上、きちんと自治体がやっていること自体に根拠があるので、これを国の権限で一方的に上書きすることは、現時点ではできないと思う。

資料の情報公開の点につきましては、我々もできるだけ努力をさせていただきたいと思っている。

○岡議長 今のやりとりの確認だが、長谷川委員の質問の中で「厚生労働省は、全国の実態を全部把握しているのかどうか」という点についてはどうか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 必ずしもこれは自治体の固有権限の部分なので、私ども全部状況を把握しているわけではない。それで、把握する努力なり、これを国民に知らしめる努力というものは、できる限りでさせていただきたい。

○岡議長 現状はそうだが、やはり全体の実態把握はしておいた方がいいとなったときに、把握することは可能だと理解してよいか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 国が照会を出して自治体に御協力いただくことは可能。ただし、回答を強制することはできない。

○大田議長代理 厚生労働省にお尋ねする。2年後の制度をなるべく先取りしたいということだが、具体的にはどういう形で先取りをなさるのか、私どもが提起しているガイドラインといったものを作っていただけなのかどうかということをお聞きしたい。「国から各自治体にお示しすることとしたい」と書いてあるが、具体的にどういう形で先取りをしていただけるのかが1点。

それから、待機児童の多い大都市だけでいいのだが、自治体の上乗せ基準の一覧を出していただけないか。

○厚生労働省（鈴木審議官） お示しする形については、これからまた大臣とも相談しながら進めていきたい。

それから、2点目の上乗せ基準だが、これは何に対する上乗せか。

○大田議長代理 例えば要綱で株式会社は駄目であるとしているとか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 現時点では、これは上乗せではなくて、法律上

自治体の固有の権限でしているのです、その運用実態がどうであるかということ、こちらが照会をし、自治体に協力いただければ、それを知ることはできると思う。

○厚生労働省（橋本課長） 若干補足する。保育課長の橋本です。平成23年に地域主権一括法により、従来の仕組みは変わった。

この中で、これまでは厚生労働省の方で定める省令の中で保育所について、最低基準を定めていたわけだが、この改正により、現在は都道府県あるいは政令市、中核市といった認可権を持っているところの自治体の条例で、こういった最低基準を定めるといふように法改正がなされている。

私どもが示している中身、これに対して従わなければならないもの、あるいは標準として扱うもの、あるいは参酌すべきものというふうな3種類の基準があり、そういった形でそれぞれの自治体の条例という形で、今、決められている。

加えて、先ほど御紹介があった株式会社の取扱い等々については、こういったものは認可基準そのものの問題となっている部分も、もしかしたらあるのかも分からないが、さらに、それをまた運用していく中での自治体の取組といった部分もあろうかと思う。いずれにしても、どこまできちんとした確認ができるかどうかというところは、これは自治体に聞いてみなければ、なかなかはっきりと分からない。

○大田議長代理 では、それをお示しいただくことはできるか。例えば設置基準でも、仮に上乘せをしているものがあれば知りたいし、利用者の立場で自治体を比較できるというのはとても大事なことだと思う。

○厚生労働省（鈴木審議官） それぞれの自治体で定めている条例そのものを取り寄せることは可能だと思う。それをまた御趣旨にかなうような形になるかどうか分からないが、一定の整理をしてみるといふのは、一定のお時間をいただければできる。

○大田議長代理 よろしく願います。

○林委員 厚生労働省に質問がある。子ども・子育て支援法の全体の施行は27年だが、そのうちの3条は、既に去年の8月の法律公布時に施行されている。この3条は、1項で市町村等の責務、2項で都道府県の責務、3項で、国の責務が定められている。3項は、「国は市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業、その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策、その他の必要な各般の措置を講じなければならない。」と定めている。私が申し上げたいのは、現在の移行期間の間においても、既に国にはこのような責務が生じているので、自治体の条例などに

よる上乗せ規制についても、この法律の趣旨に照らして、法律に違反していないかどうかという観点で、見直しのできる権限が国にはあるのではないか。

上乗せ条例の合理性については、その地域差が1つの根拠になるわけだが、待機児童の問題というのは大都市問題であり、8割が大都市のお子さんたち、もっと言うと、2万5,000人のうち七千数百人が東京都の問題。去年の8月に施行されたこの法律3条の責務に基づき、お膝元の東京都に対して、国はこれまで何か言ってきたのか、区部におけるこういった取組いについて、何か言ってきたのか、そこをお答えいただけないか。

○厚生労働省（鈴木審議官） まずは、この子育て支援法の3条だが、責務であり、これは正に準備行為をやる。具体的に申すと、今、この規定が働いている部分は、子ども・子育て会議を国と、それからできれば地方にも作っていただき、新制度に向けて準備をしていただかなければならない。そのためのいろいろな都道府県、市町村との調整を行うというのが、正にこの責務の部分から出てまいると思っている。

それで、今、御指摘のあった上乗せ条例があり、それが国の新しい法律と抵触している場合ということだが、当然抵触する新しい法律の規定が実施されないと、抵触という問題が生じないので、今の時点で、この認可の問題については、2年後の施行の時点においてそういう明らかな、これに反する条例があれば、これは国の権限でもって、それはいかななものかということになるかと思うが、現時点においては、その部分について法律上の抵触という問題は生じていないのではないか。

○林委員 明確な法律上の抵触と申し上げたのではなく、国としてこのような責務が定められている以上、国にはより積極的に市町村に働きかける権限があるのではないかということ。例えば今日いただいた厚生労働省の資料では、5ページのところに、「面積基準の特例措置」は、国が既にやっているのだけれども、「現在、特例措置を実際に適用している市町村はないと承知している」と書かれている。つまり、この法律を作る前から、国の方で、こういった特例措置を設けているにもかかわらず、自治体で無視されてきている状況があると。今、新しい法律ができた段階でも、国の方は手をこまねいて見ていて、「お示しする」というような、少し一歩引いたようなスタンスになってしまうのか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 国と自治体の権限の問題、自治体はあくまでも独立の主体ですので、国は何らかの強制力をもって法的な根拠がないのに、そのアクションをとることができないというのは御理解をいただけると。

しかしながら、2年後には法律が変わることであり、かつ横浜市のように、それを背景として先取りをして、いろいろな活動を展開されていることもあるので、そこについては自治体の皆様に、考え方をお示しするというのは、

国としてやってまいりたい。

今、国ができることと言えば、それが限度と言うと言い過ぎだが、それが国としてやるべき範囲のことではないだろうか。

それから、先生御指摘の面積について、これもかなり大々的な議論が行われた結果、特区的に一部大都市で緩和をされて、東京都は例えば条例まで作ったのだが、実際の区の運用のところでは1つも出てきていない。

これは、子どもが勘案するに、やはり保護者の方の面積の基準を落とすという声に、区の方々が非常に心配され、そういった懸念に答えなければいけないというようなお考えもあったのではないかと。この点は無視されたというよりは、それぞれ自治体のお考えがあつてのことかなと思う。

○厚生労働省（橋本課長） 今の面積基準の特例については、先ほど私から申し上げた平成23年の地域主権一括法による、一括法の改正、この中で国が示すものの中の、本来だと、居室の面積は、国が示したものに従わなければならない基準となっているが、それに対して、平成26年度末までの特例措置として、一定の地域に限って、標準として扱うということが認められているもの。東京都を始め、幾つかの自治体において、そういった内容の条例が定められている。

○森下委員 厚生労働省への質問なのだが、4ページのところの3番、配置基準緩和の問題点と書かれているが、これは、量を確保するために質を切り下げたという指摘を免れずと書いているが、具体的にどのような問題点が生じるので配置基準を緩和できないと考えているのか。

○厚生労働省（鈴木審議官） これは、保護者のお母さん、お父さん方からすると、お子様を預けるので、一定のスキル、資質を身につけた保育士がいるところにどうしても預けたいという声が根強くある。したがって、今、国の姿勢としては、総理の御指示もあるが、保育士をきちんと国の責任で確保して量を増やして、保育士が足りないからサービスが増えないという状態にはしないようにしていこうということ。

そういう中で、今、サービスの量が、正にこの会議でも問題として取り扱われていると承知しており、その量を増やすために、少しここの部分の基準を緩和するということが自体が、そういったある意味国民の声に答えることにならないといった懸念があるということ。

○森下委員 もう一点、先ほどのことに関して、質の話について、今の話は保育士の基準の話だったと思うが、一方で聞いているのは、保育士の配置基準の方が乳児3人で1、2歳児6人。ここのところが乳児と1歳、2歳児のところの違いというのに本当に科学的な意味があるのかという質問を聞くのだが、これは何か根拠があるのか。普通に考えると、ここのところの差というのはよく分からないのだが。

○厚生労働省（橋本課長） この配置基準については、逐次見直しをしながら充実を図ってきているものだが、平成10年から乳児保育、いわゆるゼロ歳児保育を一般的な、それぞれの保育所で行えるような形に緩和をし、その際、従来では最低基準上の取組いとしては、3歳未満児全てが1対6であったところ、これを乳児の部分については、やはりいろいろな面できめ細かい気配りというものが必要であるということで、3対1という形で定めた上で一般化した。

3対1についての考え方、いろいろな考え方もあるかと思う、万が一連れて逃げなければならないといったときに、1人をおぶって、2人を両手に抱えてというふうなことで言われる方もいる。いろいろな説明はあろうかと思うが、やはりいずれにしても、全く自立での歩行というのが不可能である0歳児について、1、2歳児とは違った取組いというのは合理性があるのではないか。

○長谷川委員 いろいろお話を聞いて、だんだん問題の所在が分かってきた。やはり国としては、法律の施行を待って27年度からだ、という話になる。しかし、我々としてはペーパーにあるように、この2年間を放置するわけにはいかない、という現状認識がまずある。

しかし、鍵を握っているのは自治体なのだということが、横浜市のプレゼンその他で非常に明らかになった。そうすると、法施行前の2年間の間に国が一体何ができるのかと、ここの議論なのだと思う。

そうすると、やはり強制力を持ってなかなか法律が動いていない以上できないとなれば、やはり実態についての緊急調査を是非行っていただきたい。それは、問題の所在が、国はこういうことで2年後からこうなるのだということで、お母さんたちは納得できていなく、今の日本の保育の問題は自治体が鍵を握っており、その自治体は、このように横浜から町田や大阪に至るまでのすごく点々ばらばらな対応なのだと。このことをまずよく国民に知っていただく、それによって足で投票していただくということをこの2年間やるべきなのだと思う。

○厚生労働省（鈴木審議官） 今の御指摘、非常に私ども共有させていただける部分があり、2年間で国が何もしないという気は毛頭ない。現に保育所がなくて困っていらっしゃるお母さん方がいる、これは早急になくしていきたい。

そのために、今回の資料の3の1枚目の裏側の下の方に、図式的にまとめたけれども、国として基盤整備できるものは全てやっていきたいと思っている。

それで、実態の把握を通じて自治体の後押しをするという、この考え方は、私ども正に賛成で、今、御覧いただいている絵の上の絵、自治体がこれから新しい制度に向けてニーズ調査をしたり、計画を作っていく段階から、町場の子ども・子育て会議ということで住民参加をしていただきたい。それから事業者の方もメンバーに入っていただきたい。

こういうことで、ガラス張りの中で、いわば首長たちのある意味の責任なり、進捗状況が見えるような形で制度を進めていきたい。これは制度上、新制度の中にビルトインされているので、そういった取組も併せてする。

それから下の方にあるように、先進事例の横展開、国としてやるべき基盤整備、こういったことを総合的にやってまいりたい。

○山口代表取締役 今、厚生労働省から子ども・子育ての話が出たが、子ども・子育て会議等を通じて、そういった整備をすることというふうに地方自治体に働きかけるにしても、そのもととなる国のレベルで、株式会社の事業者を参入させないと、発言させないといったようなことをされていけば、地方自治体の方も、これでいいのだといった形での会議体しか策定されないのではないかと懸念している。

○翁委員 先ほど森下先生が保育士のことを取り上げたので、そのことで意見を申し上げたい。東京都でも認証保育所というところがあり、これは、保育士が6割でやっているわけだが、ここの平成21年の利用者の調査結果を見ると、認可保育所よりも相対的に利用者の評価が高く、例えば子ども一人一人は大切にされていると思うかという質問については、認証は92.8、認可は86.8%というような数字がある。

実際、今、本当に各區で認可の枠にあふれてしまっている方々がデモを起こすとか、そういうような状況になっている中で、本当に全体最適を考えて、こういったことを是非特例的、時限的に規制緩和できないか、もう一回改めてお考えいただけないか。

例えば、保育に当たり、目が多く人手が多ければそれでいいと言うつもりはないが、全てが保育士ではなくても、少し基準が一時的に緩和されても、そのときに、例えば保育ママさんとか、自治体のファミリーサポートの方とか、幼稚園教諭の方とか、そういった方々に一定の研修を受けていただくというような制度を作って、少しヘルプをしていただけるような体制を作るとか、そういった柔軟性を持たせて、こういった認可保育園に入れられない方々の声に応えていくというようなことができないのかなど、そういった現状の、今、厳しい立場に置かれているお母さんたちの声を考えて、もう一回規制緩和で何ができないかということについても、お考えいただけないか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 今、御指摘のあった、全体最適というのは非常に重要な考え方だと思う。私ども行政を預かる立場として、母さん方の心配を、例えば事故の問題で、これは1つ起きると非常に大変な問題になる。

先日も面積基準が緩和というか、これは誤って緩和された自治体で死亡事故があり、これは相当大きくお母さん、お父さん方の声がメディアに取り上げられた。それをきっかけに当該市では、いろいろな改善を図っており、そうした

ある意味での安全・安心の面も片方に置きながら、こういった全体としての支援の最適化を図っていくかという観点で考えていくべきかと。

その際に、安全・安心、お父さん、お母さん方の声というのは、非常に無視できないものがあるなというのが、率直に申し上げて私どもの今の考え。

○金丸委員 横浜市のパレゼンテーション2ページの絵だが、先ほど山口さんは、いわゆる既存の団体が新規参入者を阻止したい、本質的な理由の1つとして、いずれ子どもが減って、競争が過当競争になるのではないかと、こういう御懸念というか、問題提起があったわけだけれども、今、私たちはあたかも待機児童の数をゼロにすればいいわけではなくて、本来、その右側のゾーンに本当は子どもを持っていらして働けない、あるいはもっと働いていただきたい、あるいはもっと本質的に言うと、女性が仕事を持ちたいと思えば、いづれどんな環境にあっても仕事を持てるというのは、女性の尊厳にも関わる部分ではないかと思うのだけれども、基本的には右側のゾーンに行こうというメッセージが、もっと国が全体として強くないと、そうすると、マーケットが減るとか、減るのだから新規参入者を排除したいということになるので、是非政府が強いメッセージをさらに発揮していただきたい。

問題の本質は、正しく政治にあるという、私自身はそのような認識を持った。なぜなら、横浜市に横浜市長に新たな方が出てくれば、横浜市の役人の皆様と、かつ民間の株式会社が協力をし合ってできるということなので、1人現れれば、実は解決するわけ。これは厚生労働省とか、いろいろな社会福祉法人が抵抗勢力ではなくて、これは政治家の皆様の怠慢そのものだというふうに思うのだけれども、西村副大臣、是非コメントをいただきたいと思う。

それで、厚生労働省は、国全体での2ページの横浜市がお作りになられている、このような絵をお持ちなのか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 国全体でこういう図を持っている。

○金丸委員 そうすると、先ほどの待機児童をゼロにするのも、各自治体の皆様に、これまでずっと打合せをなさってこられた経緯からすると、そういう目標を新たに各自治体に言うのは、少し忍びなさそうなことを厚生労働省がさっきおっしゃったが、そこはどうなのかなと。

だから、もっと我々の数値目標は大きくなければいけないので、そうすると、数値目標が国として設定できれば、それは今の社会福祉法人の皆様が、さっき一福祉法人に2つなんていう、生やさしいことを言っていられなくて、もっと地域の何割かの方々に仕事を持っていただきたいと思えば、それはもっと考え方が変わってくるのではないかと思うのだが、そこをお答えいただけるか。

○厚生労働省（鈴木審議官） ただ今の御指摘、非常に重要な点だと思う。これは、待機児童がいるから、それを数字でゼロにするのではなくて何のためや

っているのか。

その1つは、やはり女性の方々にどんどん活躍していただいて、日本の経済、社会、全体として立っていけるようにしていくということで、これは、この会議だけではなくて、政府に設けられているいろいろな会議、産業競争力会議、若者・女性フォーラム、いろいろな会議からそういった御提案を受けている。そういった女性の活躍推進という分野からもこれはある程度の目標が国としてあって、その1つの一環としてこの待機児童の問題も全力で進めていくと、こういう視野で我々も取り組みたいと思っている。

○岡議長 金丸委員から御指名のあった西村副大臣に願います。

○西村副大臣 ありがとうございます。議論を聞いており、2つのことがあるのかなと思う。1つは、民間のサービス、株式会社立を認めているところ、認めていないところでこれだけ差があると、これは是非データを、先ほど御提案もあったけれども調べていただいて、是非公表していただきたいと。後ほど関係して言うけれども、その基準をむしろ厳しくして、本来認められるところを認めていない。27年度からは認めるものとするのだから、認めるようになるのだらうけれども、この2年間をどうするかという問題。

もう一つが、横浜もそうだし、東京都もそうだけれども、むしろ基準を緩和して、保育士でなくてもいいというのと、面積基準を緩和すると。面積基準はいろいろ問題があると言われたけれども、先ほども話があったが、保育士の部分を東京都の場合、認証の場合6割でいい、横浜は3分の2でいいという保育室を認められているが、この部分をどう考えるかと。

それから、それ以外に何か基準を緩和してやっているケースがあるのかどうか、いずれにしても、基準を厳しくして待機児童を増やしてしまっているのと、緩めることによって待機児童を減らしているという両方の例があると思う。

いずれにしても横浜市が最先端でやっているのだから、この場で国際先端テストとあるけれども、むしろ国内先端テスト的に、横浜のケースを基準としながら、ただし面積基準とか、いろいろ安全性で、そこは御議論があるのであれば、そこは考えていただくとして、いずれにしても、国内先端、最も成功している事例を横展開されるということも言われているので、そこは安全基準なども考えながら、アメとムチ、ムチの方は先ほど言ったデータ公開、株式会社を認めないことによってこれだけ数が増えていると、これは2年間どうしようもないということであれば、そこは公表によって消費者に選んでもらう、消費者に声を出してもらえないので、そこはそういうやり方をする。

それから、アメの方は、小規模保育所について支援を26年度からするというのも、厚生労働省の資料で出ているけれども、ここもちょっと政府内で議論したいと思うけれども、例えば特別交付税を含めて、今どういうふうな勘案を

しているのかどうか、待機児童の数をぐっと減らしたような、自治体が努力をしているようなところは、その努力が報われるような形での特別交付税、当然費用もかかっているだろうから、そういう特交で見るとか、少し他の厚生労働省以外の施策も含めて、何かアメの面は、また政府内で考えたいと思うが、いずれにしても国内で最もよくやっている自治体の基準を合わせながら、それで先ほど規制委員会のこちらの場でも改革会議から出されたガイドラインを始めとして幾つかの提案を含めて、是非御検討をいただきたいし、これは政府としてそういう方向で進めたいと思う。

○佐久間委員 世田谷区では社会福祉法人のみという、事実上の制限があるとすると、ここの競争と横浜市のように企業も入れるところの競争は違うとなると、唯一社会福祉法人に補助金が出ているとすると、世田谷区への補助金の基準と、企業が出ていて競争のあるところでの補助金について何か差が出るのか。それは全く関係なく、独占しているところへの補助金も、競争しているところの補助金も同じなのか。

○厚生労働省（橋本課長） 今、施設整備に関して、安心子ども基金の方からの補助を行っている。

国の方で定めている基準額の中で、国と自治体を合わせて、その基準額の4分の3を補助するという形になっており、それぞれの自治体において、より強く施設を誘致したいというところについては、さらに上乘せで補助をするといったことが行われている。

また、運営費についても、国から定めている保育所運営費、これの国の単価に、さらにいろいろな形で人員配置その他…。

○佐久間委員 私が知りたいのは企業の参入を認めているところと、認めていないところで、今言われた基準なり、差があるのかということ。

○厚生労働省（橋本課長） 国の制度は、少なくとも同じ。

○滝委員 この2年間を待っているというのではなく、もっと多くの女性に幹部的立場で働いてもらいたいという思いがある。そういう意味で、横浜の大変な成功事例をうまく生かして、西村副大臣からも話があったと思うが、どういうインセンティブをつけられるのかを考えていただきたい。そして、その公表も大切。インセンティブは、やはり理由がきちんとしなければいけない。さらに、今の状況はもう待てられないということで、企業側でも独自にいろいろな動きをせざるを得ないのだと思うが、そういう企業等に対して、この2年間のうちにも何か応援することができないかということも考えてもらいたいと思う。

○厚生労働省（鈴木審議官） 別途女性の進出に対して、いろいろ頑張っているところに優遇措置、インセンティブはできないかというのは、これはまた政

府全体で宿題になって、今いろいろ検討している。

私どもの局も女性の進出も重要な仕事の1つになっており、そういう面も併せて頑張っていきたい。

○岡議長 予定の時間が来たので、ここでヒアリングを終わりたい。厚生労働省、横浜市、JPホールディングスの皆様に御礼申し上げます。

皆様が到着される前に、当会議で本テーマの論点整理等を行う「保育チーム」を作ることを決定したことを報告する。メンバーは大田議長代理をヘッドに、2人の参考人を含む6人。参考人の1人が本日御出席の山口さん。今後この「保育チーム」がいろいろな形で接触させていただくことになるのでよろしくお願いする。

厚生労働省を始め、ここにおられる皆様は、女性の社会進出を増やすために保育所の充実を図っていくという考え方や方向性に全く差はないと思う。要は、具体的にどのように進めていくかということ。

本件については、国が地方自治体に対し、いろいろな許認可権を含めて相当お任せしている部分が非常に強いと感じた。その中で国ができることは何なのか、あるいは国としてどこまでタッチできるのかといったところが我々との議論になるのではないかと考えている。

(関係者退室)

○岡議長 最後の議題4「一般用医薬品のインターネット等販売の件について」に入る。本件に関する当会議見解については、前回会議で取りまとめの上発表し、既に厚生労働省に伝えているが、国際先端テストを個別案件で早速採用できるものは採用していこうということで、大田議長代理の発案により、厚生労働省に対して質問を出し、それに対する回答が戻ってきた。各委員にも既に連絡が行っていると思うが、あの回答では十分ではないということで、その対応案について大田議長代理から説明をいただいた上で意見交換を行いたい。

○大田議長代理 厚生労働省に海外がどうなっているかときいて、返って来た答えが十分ではなかったため、インターネット販売は対面より危険であるとしてインターネット販売を禁止している国がどこにあって、あるとしたらどういう薬かということを再度尋ね、その答えが来たもの。

ただ1つだけ事例が書かれており、アメリカではインターネットで販売する際に米国医薬品食品庁が国民向けにインターネットを通じて一般用医薬品を購入する場合の起こり得る危険性について注意喚起を行っているというもの。

ただ、これは注意喚起の例であり、インターネット販売が対面販売より危険であるとしている事例は、現時点では見当たらないということを示すものではないかと、私は受け止めている。それで、この会議としてどうするか、世界最先端テストを行っているわけだから、諸外国においてインターネット販売を禁

止している事例が現時点で見当たらないにもかかわらず、日本において一般用医薬品のインターネット販売を禁止する場合には、なぜ日本だけが特別に必要なのかということをお示しいただきたいという要請を厚生労働省に出してはどうか。

○岡議長 今の太田議長代理の説明について御意見があればお伺いする。

○鶴委員 これは、またもう一回書面で回答を受けるということか。

○太田議長代理 いえ、今検討中なので、私どもの提言を受けて、1類から3類まで禁止しないということであれば、それはそれでいいし、仮に禁止することであると、なぜ日本だけが特別なのかということをお示しいただきたいという意味。

○森下委員 第1類、第2類、第3類という基準があるのが、恐らく日本くらい。であるから、その基準がどうなっているかということがまず重要であり、海外では、多分医療用の薬と、それから薬局で買える薬というのが、薬局で買える範囲が非常に大きくて、日本でいうと、我々医者しか出さないような、正直、副作用のある薬も薬局で売っているケースもある。

だから、そのところの国際的な事例から見ていかないと、恐らく回答ができないのではないかと思う。

日本自体の薬局での販売の仕方というのが、これも多分変わっているのだと思うので、その辺りも含めて御回答してもら方がいいのではないか。

○太田議長代理 今の点は、最初いただいた資料が薬局で販売しているものと書かれていたので、少なくとも薬局で販売しているもので、インターネット販売を禁止しているものがあるかという質問を投げている。

それで、薬局で販売しているものと、日本の1、2、3類がどうかというのは、別途、おっしゃるようにお答えいただけると。

○森下委員 例えば、薬局で売っているものが、ロシアなんかだと、遺伝子治療の薬まで売っている状況である。日本だと、最先端医療で、厚生労働省のたいへん厳しい認可がないとできないものを薬局で売ったり、アメリカであれば、かなり有名な薬害を起こしたような薬も普通に売っていたりという状況がある。

そういう意味では、その1類、2類のところの分類を含めて、恐らくもう一度そこをきちん書いてもらわないと、インターネットで売っているものの中身が大分違う可能性もあるので、回答しにくいのではないか。そういう意味では、単純に薬局で売っているものというのではなく、全体的な日本の薬局で売っている仕組みも書き、その上でインターネットで売っているものはどうなっているかと、そのようにやらないと、恐らく話している内容はかなり異なっていると思う。だから、そのところも含めて御質問されたいかがか。

○佐久間委員 今の点だが、この答えは、どこその国では禁じているものが

ありますと、そういうのがあってから今の議論をしてもいいのかなと。今のだと、ないということであれば、あまりそこは議論しなくてもいいように思う。

○鶴委員 注意喚起ということであれば、たばこを販売するときもされており、要は、前に無法地帯とかという話もあったが、やはり薬事法の中で、その枠はかかっている。

それから、今の森下委員の話だが、むしろ諸外国では、日本では薬局で買えないようなものも売られていると。

インターネットだと、かなり限定して売っているというような、そこに大きな差があるわけだから、それを関係なしに売っているのであれば、より問題のあるものを売っているかもしれない諸外国でも明示的にインターネットで販売しないということをやっておれば、よけい日本のやり方がおかしいのではないかという話になるのだと思う。

であるから、あまり日本が1類、2類、3類という、ある意味でそれがどのくらい特殊なのかということも、私は素人で存じ上げないのだが、もう少し国際比較というのをきちんと議論してもらわないと、ここは明らかにインターネットの対面販売との差分のところを見ている話なので、そこをよく考えないと。私は、その差をどれくらい大きくするのかということに、あまり国際的な違いが、いろいろな要因で出てくるとは思わない。それで、いろいろ我々が見ている範囲内でもそういう事例がないということは、やはり基本的にないということだと。

それを、ここに本当に来ていただいて説明いただかないと、この話はこんな書面でやりとりをしても、全くらちが明かない。最終的なところで判断することは、私はそれでいいと思うが、もうこれ以上やりとりしても、問題にならないというのが私の見解。

○森下委員 反対している方の意見というのは、薬害にあった患者さんとか、そういう方々が厚生労働省の委員会でも反対している。

そうすると、厚生労働省が反対しているという話なのか、それとも厚生労働省が調整役になっているだけの話であって、一体どこに対して何を言えがいいかというのは、見えないところがあると思う。

実際、日本の薬局で売っているのは非常に狭い範囲でしかない。というのは、やはりそういう声が日本では非常に国民の方では多くて、何でもかんでも薬局で売るということは、必ずしも欧米のように、意見が一致していないということが前提にある。

そういう意味では、なぜ薬局で売っているものが、こういうものに限られていて、その上で対面販売のような制度があるのかということを考えないといけない。そこでインターネットと、果たして対面で本当に差があるかどうか。

これは、皆様が言われるように、私もないと思うのだが、なぜそのところを薬害の患者さんなど皆様こだわっているのかというところを、やはり聞いておかないと、ここは丁寧な議論が必要だと思う。そういう意味では、きちんと呼んで一度話を聞いた方が、私はいいのかなと思う。

○大田議長代理 提言そのものは、この会議としては出しているのに、単に海外の事例はどうかと聞いたものが納得できなかったのをやりとりをした。それに対するこの回答が、先方の答えとしては最終かと思う。

したがって、これがファイナルなのならば、日本だけ特別という理由を禁止するなら言ってくださいという意味。

○森下委員 禁止をすることも言っていないのですね、現状は、今、議論をしているという話か。

○大田議長代理 結論が出たらということ。

○岡議長 我々は既に見解を提示しているので本質論は終わっているが、国際先端テストの切り口からは十分な回答をいただいていないので、もう一度回答をお願いするという事でしょうか。

(「はい」と声あり)

○岡議長 では、国際先端テストの切り口からフォローするという事で了解いただきたい。最後に、事務局から何か連絡事項があればお願いします。

○滝本室長 次回の会議日程は、調整の上、改めてまた事務局より御連絡申し上げます。

○岡議長 ありがとうございます。これで終わります。